

国営管第 374 号
国営計第 87 号
国営施第 23 号
平成 29 年 2 月 1 日

官庁営繕事業に係る優先的検討の対象とする基準について

国土交通省優先的検討規程の 2 第一号に基づき、官庁営繕事業に係る優先的検討の対象とする基準を下記のとおり定める。

なお、優先的検討規程の運用の状況や社会情勢等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

記

事業費総額 10 億円以上の事業であって、次に掲げるもの以外のものとする。

- 1 土壌汚染など事業継続に影響を及ぼす極めて重大なリスクがあるもの
- 2 施設整備業務が部分的な改修のみの場合など事業の特殊性により、設計や建設、維持管理・運営方法が制限されるもの
- 3 施設の使用目的等により完成時期が決定されているため、PPP/PFI 手法を適用するための検討期間や工期の不足が明らかなもの
- 4 施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものであって、施設の延べ床面積が 15,000 m²以下であるもの（利用料金の徴収を行わないものに限る。）